

大崎市小規模工事等契約希望者登録申請要領

令和8年度から令和10年度までに市が発注する小規模工事等（50万円以下）の受注を希望される方の登録申請を受付します。

対象業種区分	<p>登録できる業種は以下のとおりです。 ※一括下請けは認めませんので、自ら施工できる範囲内で申請してください。</p> <p>＜登録できる業種＞</p> <p>①建築関係 ガラス、サッシ、網戸、建具、壁、屋根、門扉、内装（カーテン、カーペット）、塗装、錠鍵、タイル、ブロック、雨樋 等</p> <p>②設備関係 電気器具、配線、照明、放送機器、空調機器、ボイラー、ガス機器、排水詰まり 等</p> <p>③土木関係 防護柵、舗装、土工 等</p>
登録対象者	<p>大崎市内に主たる事業所を置いて建設業等を営んでいる方で、次のいずれにも該当しない方</p> <p>① 大崎市内に主たる事業所又は住所を有しない方 ② 破産者で復権を得ていない方 ③ 大崎市契約規則に基づく競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている方 ④ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方（例：電気工事、管工事、消防施設工事） ⑤ 市税を滞納している方 ⑥ 大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年大崎市規則第39号）第4条各号のいずれかに該当すると認められる方</p>
申請受付期間	<p>令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）</p>
必要書類	<p>① 法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模工事等契約希望者登録申請書（所定様式）・誓約書・役員名簿（所定様式）・現在事項全部証明書の写し・代表者印の印鑑証明書・市税に未納のないことの証明願（所定様式） 申請日から3か月以内に証明のもの・返信用封筒（宛名明記・110円切手貼付）・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し <p>② 個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模工事等契約希望者登録申請書（所定様式）・誓約書・役員名簿（所定様式）・身分証明書（破産者で復権を得ない者に該当しない旨の証明書）・代表者印の印鑑証明書・市税に未納のないことの証明願（所定様式）

	<p>申請日から3か月以内に証明のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒（宛名明記・110円切手貼付） ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し <p>※受理票の発行は行いませんので、希望される方は返信用はがき等を同封してください。</p>
申請方法	大崎市公式ウェブサイトから申請書類をダウンロードし、必要書類一式を持参または郵送等により提出してください（2月27日（金）まで必着）。
登録の通知	申請書類を審査し適格と認められた場合は、小規模工事等契約希望者登録名簿に登録し、申請者に登録通知書を交付します。
登録有効期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）
受付場所・問い合わせ	<p>〒989-6188 大崎市古川七日町1-1 大崎市役所 財政課 入札契約担当（本庁舎4階） 総務部財政課 入札契約担当 TEL：0229-23-5177 FAX：0229-23-9979 メール：zaisei@city.osaki.miyagi.jp</p>